

枕崎市ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、枕崎市ホームページに掲載する広告（以下「広告」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類等)

第2条 広告の種類は、バナー広告とする。

2 広告の掲載位置は、市が指定する位置とする。

3 広告の規格は、次のとおりとする。

| 項目 | 規格 |
|------|----------------------------------|
| 縦 | 60ピクセル |
| 横 | 170ピクセル |
| 容量 | 5キロバイト以内 |
| 画像形式 | G I F形式（アニメーション不可）、J P E G、P N G |

(広告の表現基準等)

第3条 利用者へ適切な閲覧環境を提供するため、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 文字色と背景色の明度差（コントラスト）を十分に確保するとともに、文字背景に画像や写真を使用する場合は、文字の周囲を縁取る等、文字を読みやすく処理を行うこと。

(2) 文字やイラスト等の解像度については、適切な処理を行うこと。

(禁止する表現)

第4条 次に掲げる表現は禁止する。

(1) 「閉じる」「はい」「いいえ」「キャンセル」等、操作手順を模した表現

(2) アラートマークを模した表現

(3) テキストボックスを模した表現

(4) プルダウンメニューを模した表現

(5) 市の実施する事業名に類似した表現

(6) 前各号に掲げるもののほか、利用者の意思に反した動きをする表現、又は利用者に誤解を与え、若しくは誤解を与えるおそれのある表現

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載は1月を単位とし、掲載期間は1月以上1年以内とする。ただし、掲載期間の終期は、掲載開始日の属する年度の末日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、掲載期間内に広告の掲載者の責めに帰さない理由により枕崎市ホームページを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告の掲載料)

第6条 広告の掲載料は、1枠につき、1月当たり8,400円（税込）とする。

ただし、月の途中から掲載する場合は日割計算とし、月額を当該月の日数で除して

得た額に掲載日数を乗じて得た額とする。

(広告掲載の取消し)

第7条 市長は、広告の内容等が次の各号に該当するときは、広告の掲載を取り消すものとする。

(1) リンク先のホームページの内容等が、法令に違反し、若しくは違反するおそれがあるとき、又はこの要領に違反するとき。

(2) その他市長がホームページの広告としてふさわしくないと認めるとき。

(広告の作成経費の負担)

第8条 広告原稿の作成経費は、広告の掲載者の負担とする。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年1月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年5月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年3月30日から施行する。